

皇室典範改正をめぐるメモ (H.17・6・8)

拓殖大学客員教授 高森 明勅

- 現状 皇位継承の危機 (皇室存続の危機)
- 背景 主たる原因は、現制では、皇位継承資格をめぐる制約が、歴史上かつて例を見ない、極めて窮屈なものになっていること。
 - ① 皇統 ② 嫡系 ※過去124例中59例が庶系継承
 - ③ 男系 ④ 男子 ⑤ 皇族
- 打開策 皇位継承資格の制約を緩和する。
 - ① 絶対不可。
 - ② 現実的ではない。
 - ③ 女系も皇統に含まれ得るので可。
 - ④ 前例があり、③の事情からも可。
 - ⑤ 皇室と国民の区別が曖昧になるので、不可。よって③・④を除外し、①・②・⑤のみとする。
 - ※ 女系も皇統に含まれ得ると考えられる根拠は、以下の3点。
 - (ア) 過去に女系も皇統として機能し得た事実がある。
 - (イ) 形式上明治初期まで存続した『養老令』に女系の継承を認める規定があった(「継嗣令」皇兄弟子条)。
 - (ウ) 明治・昭和の典範も皇統に女系も含み得るとの考え方を前提としていた。
 - ※ ※ これまで男系継承が維持されたのは、「姓」の父系継承という観念によるところが大きい。
- 継承順序 「直系」優先で、同じ系統の兄弟姉妹間では「男子」優先。
- 皇族の範囲 永世皇族制を前提に、3世以下の皇族(王・女王)には、ご本人の意思と皇室会議の議決によって皇籍離脱を認める。
 - ③・④の除外により、皇族女子(内親王・女王)も、ご本人の意思と皇室会議の議決によって、婚姻後も皇籍にとどまることができるようにする必要がある。